

付録2 韓 EU FTA および日韓 FTA の 短期的影響測定に関する補論

1. 推計の範囲

今回の韓 EU FTA と日韓 FTA の影響測定は、韓国市場と EU および日本市場を対象とした。

韓国市場における影響は次の三主体に対して行った。

- ①韓国国内
- ②第三国（分析対象国以外の韓国の全輸入先）
- ③分析対象国（FTA 相手国、つまり、EU または日本）

韓国国内製品との代替と、第三国製品との代替については、付録1の「3. 各品目の関税撤廃に伴う影響額計算の方法」に示したのと同様の方法で計算した。分析対象国への影響は韓国国内に対する影響額と第三国への影響額（＝貿易転換効果）の和である。

韓 EU FTA と日韓 FTA によって韓国がどの程度関税を引き下げるかについては、韓チリFTAにおける韓国側譲許水準と同一であると仮定した。韓チリFTAに準拠したのは、EU、日本、韓国のすべてが既にFTAを結んでいるのがチリであることによる。

日本とEU市場における影響も韓国市場の場合と同様、次の三主体に対して行った。

- ①日本あるいはEU域内
- ②第三国（日本あるいはEUの韓国以外の全輸入先）
- ③韓国

日本あるいはEU域内製品との代替と、第三国製品との代替についてもその詳細は付録1の「3. 各品目の関税撤廃に伴う影響額計算の方法」に示したのと同様の方法で計算した。韓国への影響は日本あるいはEU域内に対する影響額と第三国への影響額（＝貿易転換効果）の和である。

韓 EU および日韓の両 FTA に関しては、関税引き下げ幅を EU と日本が既に結んでいるチリとの FTA の 2008 年（EU は 1 月、日本は 4 月）時点での譲許水準と同じと仮定した。これは、韓国市場についての分析で韓チリ FTA によってシミュレートすることにしたことと整合性をとるためである。

2. 使用したデータ

(1) 韓国市場についての分析で用いたデータ

① 輸入実績

韓国の 2008 年 1～11 月の世界各国に対する実績値（米ドル建て金額、重量）を用い、通年ベースに補正したものを利用した。データ入手先は韓国貿易協会の貿易統計ウェブサイト（<http://stat.kita.net/>、2009 年 1 月 6 日アクセス）である。HS2007 10 ケタ基準 1 万 1279 品目のそれぞれについて世界各国からの輸入実績をダウンロードし、整理した。韓米 FTA の場合と同様、ここでも関税払い戻し制度を考慮に入れることにし、「全体輸入」と「輸出用輸入」の両方を使用した。同払い戻し制度の利用実績を考慮に入れた輸出用輸入実績の調整については付録 1 の「1. 使用したデータ」を参照されたい。

② 関税率

関税率は 2009 年 1 月段階での最恵国税率（WTO 協定税率）およびチリ FTA 税率を求めた。2009 年 1 月段階での MFN およびチリ FTA 税率については、韓国関税庁の FTA ポータルサイト（<http://fta.customs.go.kr/>、2009 年 1 月 7 日アクセス）所掲の「FTA 協定税率および原産地基準検索」ページ内のチリ関税率検索コーナーより各品目の WTO 協定税率とチリ FTA 税率を求め、整理した。関税割り当てが実行されている場合には原則として枠外税率を採用した。また、従量税が採用されている品目については対世界輸入単価実績を用いて従価換算した。

③使用した関税率の選定について

韓 EU FTA に関する今回の分析では、対第三国および FTA 発効前の対 EU 関税率は韓国における最恵国税率、FTA 発効後の対 EU 関税率は、2009 年 1 月段階での韓チリ FTA の韓国側譲許水準と同水準と、それぞれ仮定した。韓 EU FTA は最終妥結が近いと伝えられているが、2009 年 8 月現在、関税譲許の詳細については依然として不明であった。交渉経過をみると EU 側は韓米 FTA での交渉実績を挙げ、韓国側の高水準の市場開放を迫っている (KORUS Parity)。このため本来は韓米 FTA の関税譲許実績と最新輸入データを用いた計算を行いたいところであったが、このためには韓米 FTA の関税譲許に用いられた品目コード体系の HS2002 と現行のコード体系 HS2007 の間での接合を試みなければならない。しかし、FTA の関税譲許表で用いられる最詳細品目では両コード体系間に相当数の異動がみられ、相互の接合は困難と判断した。そこで、最新のデータを用いつつ、高水準の譲許が実現されている状態をシミュレートした分析を行うためにはやむなく既存の他の FTA での譲許水準を使用することにした。そこで、韓国市場については発効後 6 年目を迎える韓チリ FTA の関税譲許水準を分析に用いることとした。

日韓 FTA に関する分析においては、対第三国および FTA 発効前の対日関税率は韓国における最恵国税率と仮定した。発効後の対日関税率については、韓 EU FTA に関する分析と同様、2009 年 1 月時点での韓チリ FTA の韓国側譲許水準と同じと仮定した。2004 年 11 月に中断した日韓 FTA 交渉において議論されていた関税譲許水準を用いたシミュレーションができれば一番よいのであるが、残念ながらどのような議論がされていたかについて詳細は不明である。そこで、韓 EU FTA の分析と同じく、韓チリ FTA における韓国の 2009 年段階における特惠関税水準を用いることにした。韓国市場に関して韓チリ FTA を参照することについては、1) 交渉中断までの経過をみると、双方が相手方に対して高い水準の開放を求めていたことから、発効後時間の経った韓チリ FTA の高い譲許水準でのシミュレートが適切ではないか、2) 韓 EU FTA での分析との整合性を取るべきではないか、という二つの考えがあって決めた。

(2) EU 市場についての分析で用いたデータ

①輸入実績

EU 各国の 2008 年通年の世界各国に対する実績の合算値（米ドル建て金額および品目ごとの数量単位による数量）を用いた。データ入手は貿易データ提供サービスであるグローバル・トレード・アトラス (<http://www.globaltradestatistics.com>, 2009 年 5 月 19 日アクセス) に拠った。HS2007 8 ケタ基準 9706 品目のそれぞれについて世界各国からの輸入実績をダウンロードし、整理した。

②関税率

EC（欧州共同体）オンライン関税データベース（TARIC, http://ec.europa.eu/taxation_customs/dds/tarhome_en.htm, 2009 年 5 月 19 日アクセス）より 2008 年 1 月時点での最恵国税率と対チリ特惠税率を採録し、整理して用いた。従量税率が用いられる品目については、EU の対世界輸入実績から単位物量あたりの単価を算出し、税率を従価換算した。関税割り当てが行われる品目については、原則として割り当て枠内税率を採用した。

③使用した関税率選定についての説明

韓 EU FTA に関する今回の分析では、対第三国および FTA 発効前の対韓関税率は EU における最恵国税率、FTA 発効後の対韓関税率を、2008 年 1 月段階での EU チリ FTA の EU 側譲許水準と同水準と仮定した。上述のとおり、韓 EU FTA は最終妥結が近づいていることが伝えられているが、関税譲許の詳細については依然として不明であった。上述のとおり、本来であれば韓米 FTA 関税譲許実績と最新貿易データを用いた計算を行いたいところであるが、相異なる品目コード体系の接合が困難な状況から、やむなく既存の他の FTA での譲許水準によってシミュレートすることにした。そこで、EU 市場については発効後 6 年目を迎える EU チリ FTA の関税譲許水準を分析に用いることとした。

(3) 日本市場について分析で用いたデータ

①輸入実績

日本の2008年通年の世界各国からの輸入実績（円建て金額および第2または第1数量）を用いた。データは財務省税関サイト統計表ダウンロードページの「統計品別表」（<http://www.customs.go.jp/toukei/info/tsdl.htm>, 2009年5月25日アクセス）によった。HS2007 9ケタ基準7937品目のそれぞれについて世界各国からの輸入実績を上記データより求め、整理した。今回の分析の結果はすべて米ドル建てとしてあるが、本統計の円建て表示との間では、IMFが発表する2008年の通年平均円・ドルレート（統計コードrf, 1ドル=103.36円）を用いて米ドル建てに換算した。

②関税率

財務省税関サイト所掲の実行関税率表（2008年4月版, <http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>, 2009年5月23日アクセス）に拠った。同表の最恵国税率（WTO協定税率）および対チリ経済連携協定関税率を採録、整理して用いた。

③使用した関税率選定についての説明

日韓FTAに関する分析においては、対第三国およびFTA発効前の対韓関税率を日本における最恵国税率と同一と仮定した。FTA発効後の対韓関税率については、2008年4月時点での日チリFTAの日本側譲許水準と同じと仮定した。2004年11月に中断した日韓FTA交渉において議論されていた関税譲許水準を用いたシミュレーションができれば一番よいのであるが、その詳細が不明であるため、日チリFTAにおける日本の2008年4月時点での対チリ譲許水準を用いることにした。日本市場に関して日チリFTAを参照することについては、韓EUFTAでの分析や日韓FTAに関する韓国市場での分析との整合性を取り、参照先をチリとすべきではないかという考えがあって決めた。

3. 輸入品間, 国産・輸入品間の代替の弾力性

韓米 FTA についての分析と同一の数値を用いた。付録1の附表1で掲げた主要産業の弾力性数値を参照されたい。各品目の関税撤廃に伴う影響額計算の方法と第三国への影響についても韓米 FTA についての分析と同様の考え方で算出した。付録1を参照されたい。